

## LES 機械保守サービスに関する特則

お客様と NI+C とは、レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ合同会社（以下「LES」といいます）の製品に対する保守サービスに関し、「NI+C 機械保守サービスのご提供条件」（以下「提供条件」といいます）に適用される条件として、本特則を定めることについて合意するものとし、本特則の定めは提供条件に優先して適用されるものとします。

第1条 本契約において、次に定める条項は適用されないものとします。

- ① 提供条件第3条第3項ただし書き
- ② 提供条件第4条第3項第2号

第2条 提供条件第1条第8項は、次の通り読み替えるものとします。

LES が提供する保証オプションサービスについては LES 所定の「保証の内容と制限」に定める規定が優先されます。なお、お客様はかかる規定を次の Web サイトからダウンロードして入手することができます。

<http://support.lenovo.com/us/ja/warrantylookup>

第3条 提供条件第2条は次の通り読み替えるものとします。

1. 「自動更新有り」の契約となる場合、表記のサービス更新日の前日までが最初のサービス期間となります。なお、サービス更新日の75日前までにお客様または NI+C が書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。
2. 「自動更新無し」の契約となる場合、別紙記載のサービス開始日から終了日までがサービス期間となり、表記または別紙記載のサービス終了日をもって保守サービスを終了するものとします。

第4条 提供条件第3条第1項は、次の通り読み替えるものとします。

1. サービスに対する料金は月単位に定められるサービス料金および支払い方法に基づき次の各号に区分され、サービス料金として表記に記載されます。月払料金または年払料金が適用となるサービスについては、サービス開始日を料金起算日とします。また、2月を除き、サービス期間満了日が暦月の末日でない場合は、日割計算して請求されます。
  - (1) 月払料金は、料金起算日より起算され、月単位に請求されます。
  - (2) 年払料金は、料金起算日より起算され、年単位で請求されます。
  - (3) 一括払料金は、サービス開始日にサービス期間分の全額が請求されます。

第5条 提供条件第3条第4項第1号および第3号の規定は、「1か月以上」を「90日を超えた」にそれぞれ読み替えて適用するものとします。

第6条 提供条件第5条第2項において、「保守サービス料金の12か月分」とは、一括払料金の場

合は当該保守サービスの料金相当額とします。

第7条 提供条件第9条第2項は、次の通り読み替えるものとします。

2. NI+C は、3 か月前までの書面による通知により、保守料金その他の本契約条件を変更できません。各料金の変更は、別途定める変更の効力発生日から生じるものとします。

第8条 提供条件補足説明に、次の説明を追加して適用します。

- FFD：LES 機械設置場所での NI+C による修理または交換を行います。
- NFD：保守サービス時間に記載された時間中に受付を行い、LES 機械設置場所での NI+C による修理または交換を翌営業日以降に行います。
- ESS：FFD サービスにおける現地到着目標時間を、4 時間以内とします。
- ADV：FFD サービスにおける現地到着目標時間を、2 時間以内とします。

第9条 提供条件に「ICS」、「IOS」と記載のあるものについては、それぞれ、「LCS」、「LOS」と読み替えるものとします。

第10条 保守サービスが LES から直接提供される保守・テクニカルサービスの場合、当該保守・テクニカルサービスは、LES が発行する「LES 保守・テクニカルサービス確認書」に記載の条件に基づき提供されます。提供条件および本特則の規定と「LES 保守・テクニカルサービス確認書」の規定に齟齬がある場合、「LES 保守・テクニカルサービス確認書」の規定が優先するものとします。